

常呂上下水道施設運転管理等業務委託

業 務 要 求 水 準 書【案】

(水道施設)

北見市上下水道局浄水場

令和8年9月

目 次

第1章 総則.....	1
1. 業務の目的.....	1
2. 本書の位置づけ.....	1
第2章 業務の概要.....	1
1. 業務の実施体制.....	1
2. 危機管理への対応.....	2
3. 施設概要等.....	2
4. 水量水質について.....	3
5. 受託者の裁量.....	4
第3章 業務方針.....	4
1. 運転管理業務の基本方針.....	4
2. 計画原水条件.....	5
3. 原水危害原因事象が発生した場合.....	5
第4章 受託者の満たすべき要求水準.....	5
1. 処理水質に関する要求水準.....	5
2. 配水水質に関する要求水準.....	6
3. 水量に関する要求水準.....	6
4. 施設の機能維持に係る保全に関する要求水準.....	6
5. 遵守すべき法令等.....	7
第5章 本業務の範囲.....	8
第6章 運転管理に関する業務.....	8
1. 運転管理.....	8
2. 水質管理.....	8
3. 危機管理.....	9
第7章 資機材等の調達・管理業務.....	10
1. 資機材等の調達及び管理.....	10
第8章 保全管理.....	11

1. 設備の保守点検.....	11
2. 点検整備	11
3. 設備の整備及び修繕	12
第9章 施設管理業務	13
1. 清掃、緑地管理等の業務	13
2. 施設巡視、防犯管理	13
第10章 その他業務	14
1. 改善提案	14
2. 施設機能確認	14
3. 受託者事業への協力	14
4. 環境保全・地域対応	15
5. 安全衛生管理	15
6. 備品管理	15
7. 産業廃棄物管理.....	15
8. 報告等	15
9. 貸与品	16
10. その他	16
第11章 事業期間終了に伴う業務	16
1. 契約期間終了時の措置	16
2. 引継期間	17
第12章 リスク分担	17
1. 基本的な考え方.....	17
2. リスク分担表	18

第1章 総則

1. 業務の目的

北見市の水道事業における給水区域は、北見地区、協和地区、常呂地区、留辺蘂地区、温根湯地区、瑞穂地区の6地区から構成されている。

本業務は、このうち常呂地区に係る吉野浄水場及び関連する送・配水施設等の維持管理業務を包括的に委託し、施設機能を常時適切な状態に保持することにより、効率的かつ安定的な水道サービスを提供することを目的とする。また、受託者の技術的知見及び創意工夫を活用し、効率的な維持管理、計画的な設備保全、施設の長寿命化並びにライフサイクルコストの縮減を推進し、将来にわたり持続可能な水道事業運営を実現することを目的とする。

2. 本書の位置づけ

この業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、入札参加者が応札するにあたり、本業務の前提条件及び発注者である北見市上下水道局（以下「委託者」という。）が求める業務水準、履行条件その他必要な事項を示すものである。

本要求水準書に定める内容は、本業務において達成すべき最低限の要求水準を示すものであり、その達成に必要な具体的な実施方法、実施体制、点検方法、維持管理手法その他の業務遂行方法については、関係法令等を遵守したうえで、受託者の技術的知見及び創意工夫に基づき実施するものとする。

本要求水準書に定めのない事項については、特記仕様書その他関係図書によるものとする。

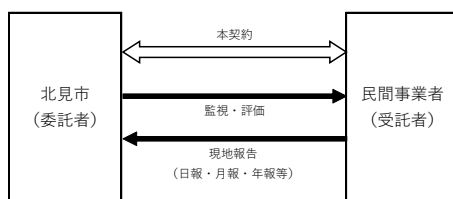
第2章 業務の概要

1. 業務の実施体制

（1）運転管理

受託者は、本業務の履行に必要な人員配置等の実施体制を構築し、自己の責任において、常に要求水準を満足する運転管理、保全管理、水質管理、施設の修繕補修、及びその他業務を実施するものとする。

委託者は、受託者による業務の履行状況を確認し、必要な監督及び評価を行うものとする。



(2) 施設機能の維持

受託者は、本業務の履行期間中、対象施設の機能を適切に維持し、常に要求水準を満足する状態を確保しなければならない。

また、受託者は施設の状態把握に努め、計画的な設備保全及び施設の長寿命化に資する改善提案を行うものとする。

委託者は、必要に応じて施設の機能維持状況について確認を行うことができる。

(3) 随時の検査、確認

委託者は、本業務の履行状況を確認するため、必要に応じて対象施設への立入検査、関係書類の確認、水質検査その他必要な調査を実施することができる。

受託者は、委託者から説明又は資料の提出を求められた場合は、これに協力しなければならない。

2. 危機管理への対応

受託者は、事故、故障、停電、災害その他の危機事象が発生した場合は、処理水質の保全、施設機能の維持及び安全確保を優先し、必要な初動対応を行うとともに、速やかに委託者へ報告するものとする。

受託者は、危機事象への対応について、委託者が定める「北見市水道事業業務継続計画（BCP）」その他関係マニュアル及び受託者が作成する緊急時対応マニュアルに基づき対応するものとし、大規模災害その他施設運営に重大な影響を及ぼす危機事象が発生した場合は、委託者の指示に従い必要な協力を行うものとする。

3. 施設概要等

吉野浄水場

- ① 名 称 : 吉野浄水場
- ② 所 在 地 : 北見市常呂町字吉野 2 5 9
- ③ 処 理 方 式 : 膜ろ過法
- ④ 浄 水 能 力 : 3, 0 0 0 m³/日
- ⑥ 最大取水量 : 0. 0 3 4 7 2 m³/sec
- ⑦ 最大排水量 : 3 4 0 m³/日
- ⑧ 供 用 開 始 : 平成 2 0 年 1 1 月
- ⑨ ポ ン プ 場 : 5 か所
- ⑩ 配 水 池 : 4 か所
- ⑪ フロー図 : 参考資料（技術提案書提出要請時に提示）

4 号井浄水場

- ① 名 称 : 4 号井浄水場
- ② 所 在 地 : 北見市常呂町字土佐 2 6 番地 3
- ③ 処 理 方 式 : 塩素消毒のみ
- ④ 浄 水 能 力 : 8 0 0 m³/日
- ⑥ 最大取水量 : 0. 1 3 2 m³/min
- ⑦ 供 用 開 始 : 昭和 5 0 年 8 月 平成 2 3 年 1 2 月運転再開
- ⑧ フロー図 : 参考資料 (技術提案書提出要請時に提示)

4. 水量水質について

(1) 吉野浄水場

水量

年度	取 水 量				配 水 量			
	年量	日平均	日最大	日最小	年量	日平均	日最大	日最小
	m ³ /年	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /年	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
R2	651,161	1,784	2,542	1,378	575,955	1,578	2,254	1,247
R3	657,655	1,802	2,326	1,406	583,191	1,598	2,094	1,306
R4	683,396	1,872	2,852	1,324	606,162	1,661	2,649	1,324
R5	640,467	1,750	2,343	1,354	592,007	1,618	2,132	1,239
R6	625,697	1,714	2,698	1,354	574,514	1,574	2,375	1,281

年度	排 水 量			
	年量	日平均	日最大	日最小
	m ³ /年	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
R2	75,206	206	299	33
R3	74,464	204	333	65
R4	77,234	212	336	45
R5	48,459	132	298	30
R6	51,184	140	325	3

原水水質 (令和 6 年度)

項 目	年平均	年最大	年最小
原水濁度(度)	3.4	21.6	0.5
原水色度(度)	6.9	21.3	2.5
原水 pH(－)	7.49	7.70	7.20

排水水質（令和6年度）

項 目	年平均	年最大	年最小
SS(mg/L)	71.3	115.8	40.6
BOD(mg/L)	0.4	0.9	0.1
pH(－)	7.3	7.5	7.0

(2) 4号井浄水場

4号井浄水場については、非常用のため水質のみ

原水水質（令和6年度）

	年平均	年最大	年最小
原水濁度(度)	0	0	0
原水色度(度)	1.2	1.4	0.9
原水 pH(－)	7.00	7.19	6.76

5. 受託者の裁量

受託者は、本要求水準書に定める要求水準及び関係法令等を満足することを前提として、自らの技術的知見及び創意工夫により、運転管理方法、保守点検方法、予防保全、整備方法、業務実施体制その他維持管理の実施方法を決定することができる。

ただし、施設の安全性、末端給水栓水質、その他水道施設の機能に重大な影響を及ぼすおそれがある事項については、事前に委託者と協議するものとする。

第3章 業務方針

1. 運転管理業務の基本方針

受託者は、本市の水道事業の状況を把握したうえで、各施設の適切な運転管理等を実施すること。なお、施設の運転管理等は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) これまでに蓄積してきた知識と経験及び創意工夫を最大限活用し、自らの責任において主体的な運転管理等を行うこと。
- (2) 効率的な運転管理等のもと安定した浄水処理に努めること。
- (3) 関係法令等の趣旨を踏まえ遵守すること。
- (4) 現有施設を有効活用し、必要な処理能力を確保すること。
- (5) 良好な処理水質を確保するため、必要に応じて自主的な管理基準を設定し、適正な水質管理を実施すること。
- (6) 安定した給水栓水質を確保するよう努めること。
- (7) 設備の系列・号機の切り替えを適時行い、均一な運転に努めること。

- (8) 設備の故障等が発生した場合は、委託者と密な連絡を行い、速やかな復旧に努めること。
- (9) 業務の公益性を十分理解し、地域住民等に対する適切な配慮を行うこと。
- (10) 現行の処理機能及び維持管理水準を維持するとともに、継続的な改善に努めること。
- (11) 予防保全を基本とした計画的な維持管理に努めること。
- (12) 水道施設の浄水技術、管理技術の継承に努めるとともに、技術研修の実施及び必要な資格取得等を通じて、業務従事者の技術力向上を図ること。
- (13) 委託者が構築するシステムにより、警報発報連絡を受けた受託者職員は、速やかに緊急対応を開始すること。なお、受託者の責によるものではない緊急対応費用については、別途清算するものとする。

2. 計画原水条件

北見市上下水道局水安全計画における原水危害原因事象整理表を【別紙1-1～1-3】に示し、運転管理上の計画条件として取り扱うものとする。

受託者は、計画原水条件において第4章に定める水質に関する要求水準を満たすことを条件として、自らの判断及び責任により運転管理を行うものとする。

なお、計画原水条件は、委託者が原水水質を保証するものではない。

3. 原水危害原因事象が発生した場合

- (1) 受託者は、上記で示した計画条件において、原水危害原因事象が発生した場合でも、適切な運転管理により末端給水栓水質を満足するよう最大限努めるものとする。また、対応については必要に応じて委託者と協議するものとする。
- (2) 受託者は、原水危害原因事象が発生したことにより、適切な運転管理においても末端給水栓水質を満足できないおそれがあると判断した場合は、速やかに委託者へ報告しなければならない。
- (3) 原水危害原因事象の発生により要求水準の達成が困難となる場合は、委託者及び受託者が協議のうえ対応を決定するものとする。

第4章 受託者の満たすべき要求水準

1. 処理水質に関する要求水準

過去の浄水処理実績における浄水水質は、要求基準を満足している。また、委託者は要求水準の達成状況を公表することができる。

(吉野浄水場)

基準項目	法定基準項目	北見上乘せ基準	管理目標値
濁度（度）	0.1以下※	0.08以下	業者提案
色度（度）	5以下	3.5以下	業者提案
pH（－）	5.8以上8.6以下	6.0以上8.4以下	業者提案
残留塩素濃度（mg/L）	0.1以上	1.0程度	業者提案

※ クリプトスポリジウム暫定対策指針値

（4号井浄水場）

基準項目	法定基準項目	北見上乘せ基準	管理目標値
残留塩素濃度（mg/L）	0.1以上	0.4以上	業者提案

- （1）受託者は、浄水水質について、北見上乘せ基準値を満足するとともに、受託者が提案した管理目標値を指標として、適切な運転管理及び水質管理を行わなければならない。管理目標値を満足しないことが確認された場合は、その原因を把握し改善措置を講じるとともに、管理目標値を満足する状態が確認されるまで、適時水質検査を実施しなければならない。
- （2）浄水水質の達成状況の確認は、受託者が実施する水質測定結果並びに、委託者が実施する水質試験及び必要に応じて実施する臨時水質試験結果により行うものとする。

2. 配水水質に関する要求水準

受託者は、送・配水施設の適切な運転管理により、安定した配水水質を確保するとともに、末端給水栓における水道水質は【別表1－1～2－2】を参考とし、現状の水質を保つこと。

受託者は、配水水質及び給水栓における水質が水道水質基準を逸脱した場合又は逸脱するおそれのある場合は、直ちに委託者に報告するとともに、速やかな原因調査と、必要な改善措置を講じなければならない。

3. 水量に関する要求水準

水量について、取水、導水、浄水、送水、配水状況により必要な設備・機械を運転し、取水量、処理水量、排水量、配水量及び各施設の水位の監視を行うとともに、施設能力に応じ安定した配水量を確保し、安全かつ安定的な水道水の供給に努めること。

水量管理に関する基準は【別表3】が適用される。

4. 施設の機能維持に係る保全に関する要求水準

受託者は、本施設の機能を適切に維持するため、日常点検、定期点検その他必要な保守管理を実施し、施設及び設備機器を正常な状態に維持しなければならない。

受託者は、施設及び設備機器の状態を適切に把握し、劣化の進行抑制及び予防保全に努めるものとする。

契約期間終了時においては、受託者は、維持管理記録、設備状態及び整備履歴等を整理し、委託者への円滑な引継ぎが可能な状態を確保するとともに、施設及び設備機器が通常の運転管理に支障のない状態となるよう維持管理を行うものとする。

なお、受託者の故意又は過失その他責めに帰すべき事由により生じた損傷については、受託者の責任と負担において復旧するものとする。

建築物および外構等については、適切な保守管理および清掃を実施し、著しく美観を損なわない状態を維持しなければならない。

5. 遵守すべき法令等

受託者は、本業務の履行にあたり、関係法令、条例、規則、基準、指針その他関係諸規程を遵守しなければならない。

主な関係法令等は次のとおりとする。なお、記載のない法令等についても、本業務に関係するものについては遵守するものとする。

(1) 関係法令等

- ① 水道法
- ② 環境基本法
- ③ 水質汚濁防止法
- ④ 労働基準法
- ⑤ 労働安全衛生法
- ⑥ 労働者災害補償保険法
- ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧ 大気汚染防止法
- ⑨ 騒音規制法
- ⑩ 振動規制法
- ⑪ 悪臭防止法
- ⑫ 建築基準法
- ⑬ 電気事業法
- ⑭ 消防法
- ⑮ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑯ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ⑰ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑱ 港湾法

- ⑲ 毒物及び劇物取締法
- ⑳ 道路法
- ㉑ 下水道法
- ㉒ 道路交通法
- ㉓ 計量法
- ㉔ 河川法
- ㉕ 北見市関係例規類集
- ㉖ その他関連法令および規則等

第5章 本業務の範囲

本業務は、吉野浄水場及び関連施設の機能を適切に維持し、要求水準を満足するために必要な運転管理、保全管理、水質管理、施設の修繕補修、及びその他業務を対象とする。

受託者は、本業務の履行にあたり、自らの責任と裁量により創意工夫を発揮し、施設及び設備機器が有する機能及び性能を十分に発揮できるよう業務を実施しなければならない。

なお、本業務の詳細な内容及び要求水準については、次章以降に定めるものとする。

第6章 運転管理に関する業務

1. 運転管理

受託者は取水、導水、浄水、送水、配水施設等に係る運転操作及び監視業務を行うものとする。

また、各施設の運転監視及び操作業務は、委託者及び関係機関との連携を図りながら適切に実施すること。

- (1) 中央監視室における監視・操作
- (2) 場外施設の監視
- (3) 各種機器の現場運転操作
- (4) 運転管理に必要な測定器等の校正、調整
- (5) 水量等の監視、調整
- (6) 故障・異常時等の処置

2. 水質管理

- (1) 水質検査

受託者は、浄水処理確認のために行う水質検査を各水道施設で良好な水準を維持するために必要な回数実施すること。

原水等の水質変化時は、確認と原因究明のために必要な水質検査等を早急に実施すること。

(2) ジャーテスト

受託者は、適切な凝集剤注入率を確認するため、適時ジャーテストを実施するほか、原水水質変化時等浄水処理に問題無いよう必要な回数実施すること。

(3) 報告

水質検査及びジャーテストの結果については、適宜報告を行うこと。報告の方法、頻度、報告書の様式等については、委託者と協議のうえ決定する。

(4) 採水

浄水について、毎日1回20リットルをポリタンクに採水し、指定箇所に14日間保存すること。

3. 危機管理

(1) 危機管理の対応

受託者は、震災、停電、施設故障、大雨、原水水質悪化、その他の緊急事態及び防犯上の異常事態に備え、緊急連絡体制及び非常招集体制を整備するとともに、必要な応急措置を実施できる体制を確保しなければならない。

(2) 初動対応及び報告

受託者は、緊急事態又は異常事態が発生した場合は、直ちに必要な初動対応及び応急措置を実施するとともに、施設や水質・水量に影響を与えるおそれがあるものについては、速やかに緊急連絡体制に基づき委託者へ報告しなければならない。

(3) 降雨時対応

受託者は、降雨時における施設の運転管理について、気象情報、水源の状況、処理水量、配水池水位、河川水位その他必要な情報を収集・活用し、各施設の特性を踏まえた先行的な対応を含め、適切な運転管理を実施しなければならない。

(4) 重大な危機事象への対応

危機事象の規模及び内容に応じた対応については、第2章「業務の概要」2.「危機管理への対応」の規定による。

委託者は、重大な危機事象が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、施設の運転管理その他必要な事項について、受託者に対して指示することができる。

受託者は、委託者から指示を受けた場合は、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

(5) 研修及び訓練

受託者は、危機事象に備えた研修及び緊急時対応訓練を年1回以上実施しなければならない。

また、研修訓練計画を事前に委託者へ提出するとともに、実施後は結果を取りまとめ、委託者へ報告しなければならない。

(6) 緊急連絡体制の維持

受託者は、緊急連絡体制及び非常招集体制を常に最新の状態に維持し、変更が生じた場合は速やかに委託者へ報告しなければならない。

第7章 資機材等の調達・管理業務

1. 資機材等の調達及び管理

受託者は、本業務の履行に必要な薬品、消耗品、部品その他資機材を調達し、受入確認、保管、在庫管理その他必要な管理を適切に行わなければならない。なお、電力は委託者が負担する。

また、調達する資機材は、施設の運転管理に支障を及ぼさず、設備機器の機能及び性能を損なわない適切な品質及び規格を有するものとしなければならない。法令等での定めのあるものについては、事前に委託者の承認を得なければならない。

(1) 薬品類

① 薬品類の種類

ア. 凝集剤（水処理用）

イ. 塩素剤（消毒用）

ウ. その他必要なもの

② 調達管理

受託者は、水道施設の運転管理に必要な薬品及び水質分析に用いる薬品を調達し、適法・適切に貯蔵、管理、使用量を把握し、適正な在庫管理を行う。

(2) 報告書作成に必要な用紙、記録媒体その他消耗品等

(3) 油脂類

(4) 塗料類

(5) 機械設備、電気設備及び計装設備の日常的な維持管理に必要な部品、消耗品等

(6) 燃料油（軽油）※非常用自家発電機用

各燃料について、給油の立ち会い、及び残量確認等適切に管理する。

(7) 水質検査用の機器、消耗品及び薬品類

(8) その他本業務の履行に必要な全ての機器器具、計測機器、消耗品、工具類および荒物雑貨類

第8章 保全管理

受託者は、予防保全を基本とし、施設及び設備機器の機能を維持するとともに、安定した下水処理を確保するため、保守点検、点検整備及び必要な整備・補修等の維持管理対応を実施しなければならない。

1. 設備の保守点検

(1) 保守点検の対象

保守点検の対象は、機械設備、電気計装設備、自家用発電設備、土木構造物及び建築物並びに敷地内外における送水、配水施設の附帯設備とする。

(2) 保守点検の実施

受託者は、機械・電気・計装設備の構造及び特性並びに施設全体のシステムを十分に把握し、水道施設の運転に支障を生じさせないよう保守点検を実施すること。

① 日常点検

日常点検は、関係法令及び水道維持管理指針その他関係基準を参考に実施すること。

② 定期点検

定期点検は、設備の状態を把握し機能維持を図るため計画的に実施すること。

③ 法定点検等

受託者は、次に掲げる法定点検及び自主点検を実施すること。

ア 消防設備法定点検

イ 浄化槽保守点検

2. 点検整備

受託者は、設備の機能維持及び故障の未然防止を図るため、設備機器の状態を把握し、適切な点検整備を実施しなければならない。

受託者は、設備機器の状態を把握し、設備更新履歴及び設備の状態を踏まえた点検整備計画を作成し、委託者へ提出のうえ、協議を経て計画的に実施すること。

点検整備には、日常的な整備、分解点検、部品交換等、設備機能の維持に必要な措置を含むものとする。

受託者は、保守点検及び点検整備の結果に基づき必要な措置を講じるものとし、その未実施又は不適切な実施に起因して設備の故障、損傷その他の不具合については、受託者の責任において対応しなければならない。

受託者は、毎年度当初に点検整備計画を提出し、年度終了後に実施結果を報告しなければならない。

委託者及び受託者は、点検整備計画、実施結果及び設備機器の状態を踏まえ、今後必要となる整備、修繕又は設備更新について協議し、必要に応じて点検整備計画を見直すものとする。

委託者は、点検整備計画及び実施結果を確認し、設備の機能維持上必要な点検整備が実施されていないと認めた場合は、受託者に対し改善を求めることができる。

3. 設備の整備及び修繕

(1) 基本事項

受託者は、保守点検等により設備機器の性能低下、不具合、故障又は損傷を確認した場合は、施設機能及び浄水水質への影響を確認し、必要な対応を検討するものとする。

受託者は、自らの技術的知見に基づき、効率的かつ効果的に業務を実施するものとする。ただし、設備機器の分解整備、部品交換、外部への発注その他施設機能又は費用負担に影響を及ぼす対応を行う場合は、その金額にかかわらず、必要性、実施内容、概算費用及び施設運転への影響等を委託者へ提示し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(2) 軽微な補修及び整備

受託者は、現場において速やかに機能回復が可能な軽微な補修を行い、その結果を委託者へ報告するものとする。軽微な補修に要する労務並びに通常使用する少額の資材及び消耗品に係る費用は、本業務委託料に含むものとする。

設備機器の性能低下、劣化又は軽微な不具合について、分解、清掃、調整又は部品交換等により機能若しくは性能を回復させる作業を整備とする。

1件当たり200万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の整備は、受託者が本業務委託料の範囲内で実施するものとする。

1件当たり200万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）の整備は、原則として委託者が発注し、その費用を負担するものとする。この場合、受託者は、原因調査、整備内容及び仕様の整理、発注に必要な資料の作成、現場立会い並びに動作確認等を、本業務委託料に含まれる労務として行うものとする。

(3) 修繕

設備機器の故障又は破損等により機能が失われ、又は著しく低下し、前項に定める整備では機能若しくは性能を回復できない場合に行う復旧措置を修繕とする。

修繕は、その金額にかかわらず、原則として委託者が発注し、その費用を負担するものとする。

受託者は、修繕に当たり、次に掲げる業務を本業務委託料に含まれる労務として行うものとする。

- ① 不具合状況及び施設機能への影響の確認
- ② 故障原因の調査及び整理
- ③ 応急措置及び仮設対応
- ④ 修繕方法、必要部品及び概算費用の検討
- ⑤ 見積書、図面、写真その他発注に必要な資料の収集及び整理
- ⑥ 発注仕様書等の作成に必要な情報の整理及び委託者への提供
- ⑦ 修繕業者との連絡調整及び現場立会い
- ⑧ 修繕後の試運転及び動作確認
- ⑨ 修繕結果及び関係書類の整理・報告

前項に掲げる業務に要する受託者自身の人件費、一般管理費その他の労務に係る費用は、本業務委託料に含むものとし、受託者はこれを別途請求することができない。

修繕に要する部品費、材料費、修繕業者が行う作業の労務費、機械器具費、仮設資材費、運搬費、試験費その他修繕に直接必要となる費用は、委託者が負担するものとする。

ただし、受託者の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、別に定める責任分担によるものとする。

(4) 対応区分及び緊急時の取扱い

整備又は修繕の区分に疑義が生じた場合は、設備機器の状態、原因、機能回復の方法及び費用等を踏まえ、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。

緊急時において、事前に委託者の承認を受ける時間的余裕がない場合は、受託者は、必要最小限の応急措置又は仮設対応を行い、直ちに委託者へ報告するものとする。

恒久的な整備又は修繕に係る発注については、緊急時であっても、原則として委託者の事前承認を受けるものとする。

第9章 施設管理業務

1. 清掃、緑地管理等の業務

受託者は、本施設の機能及び作業環境を良好に保つとともに、施設の美観及び衛生環境を維持し、地域住民に不快感を与えないよう適切な施設管理を実施しなければならない。

このため、施設内外の清掃、除草、樹木の剪定、散水、病虫害防除その他必要な環境整備及び保全業務を計画的に実施すること。

また、冬期間においては、業務の遂行及び来訪者の安全な通行を確保するため、通路、駐車場その他必要な箇所の除雪及び凍結防止対策を実施すること。

2. 施設巡視、防犯管理

受託者は、施設の安全管理及び施設機能の維持を図るため、施設内外の巡視、施錠管理その他必要な防犯管理を実施しなければならない。

巡視により異常を発見した場合は、速やかに委託者へ報告し、必要な対応を行うものとする。

第10章 その他業務

1. 改善提案

(1) 受託者は、本業務の実施を通じて得られた知見を活用し、運転管理の効率化、維持管理水準の向上、省エネルギー化、コスト縮減その他施設の機能向上に資する事項について、施設の改良、改造又は設備の追加等を含め、委託者へ提案することができる。なお、受託者の責任及び費用負担により実施する提案については、あらかじめ委託者と協議するものとする。

(2) 委託者は、前項の提案を受けた場合は、その内容を検討し、必要に応じて受託者と協議するものとする。提案を実施する場合の内容、費用負担及び取扱いについては、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

2. 施設機能確認

(1) 受託者は、本業務の対象施設について、適切な維持管理を行い、契約期間を通じて要求水準を満足する施設機能を維持するとともに、契約期間終了時において通常の運転管理に支障のない状態を確保しなければならない。

(2) 受託者は、契約期間中に実施した点検、整備、修繕等の履歴を整理するとともに、施設及び設備機器の状態を確認し、施設機能確認報告書を作成して委託者へ提出するものとする。

(3) 施設機能確認の実施方法、確認項目及び報告内容については、受託者の提案を基本として委託者と協議のうえ決定するものとする。

3. 委託者事業への協力

(1) 受託者は、委託者が実施する改築、改良、更新、修繕その他工事について、必要な調整、立会い及び運転管理上の協力を行うものとする。また、工事完了後は試運転等に立ち会い、施設機能及び運転へ管理上の影響を確認するとともに、異常又は不具合を確認した場合は速やかに委託者へ報告するものとする。

- (2) 受託者は、委託者が実施する施設運営、維持管理、改築更新計画その他水道事業に関する調査、研究、検討、統計資料作成等について本業務において取得した運転管理情報、設備状況その他必要な資料の提供及び技術的な協力を行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者の要請に応じて施設見学者への対応に協力し、施設及び水道事業への理解促進に努めるものとする。

4. 環境保全・地域対応

- (1) 受託者は、施設の運転管理にあたり、環境負荷の低減、省エネルギー及び資源の有効利用に配慮するとともに、周辺環境への影響低減に努めるものとする。
- (2) 受託者は、環境保全に関する設備を適切に維持管理し、他周辺環境への影響防止に努めるものとする。
- (3) 受託者は、周辺住民その他利害関係者から苦情等を受けた場合は、必要な初期対応を行うとともに、速やかに委託者へ報告し、その対応状況を記録するものとする。

5. 安全衛生管理

- (1) 受託者は、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、業務従事者の安全及び健康の確保に努めるものとする。
- (2) 受託者は、作業環境の確保、事故及び災害の防止を図るため、必要な安全衛生管理を適切に実施するものとする。

6. 備品管理

- (1) 受託者は、本業務に使用する什器、備品及び工具類を適切に管理し、業務の遂行に支障がない状態を維持するものとする。
- (2) 受託者が業務実施のために調達した什器、備品及び工具類の維持管理及び更新については、受託者の負担とする。

7. 産業廃棄物管理

- (1) 受託者は、本業務に伴い発生する産業廃棄物について、関係法令を遵守し、適正な保管、搬出及び管理を行うものとする。
- (2) 受託者は、産業廃棄物の収集運搬について、委託者及び処理業者等と連携し、搬出日時、搬出量その他必要な事項の調整を行うものとする。
- (3) 受託者は、産業廃棄物の収集運搬に必要な手続きを行うとともに、マニフェストその他必要な書類を適切に管理し、委託者へ必要な報告及び提出を行うものとする。

- (4) 産業廃棄物の収集運搬に係る費用は、本業務委託料に含むものとする。なお、処理及び処分に係る契約並びに費用負担については、委託者が行うものとする。

8. 報告等

- (1) 受託者は、本業務の履行状況、施設の運転状況、維持管理状況その他必要な事項について記録を作成し、適切に整理及び保管するとともに、委託者が確認できる状態にしておかなければならない。
- (2) 受託者は、各業務に係る定期報告について、報告内容、様式、頻度及び提出方法を提案し、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- (3) 受託者は、委託者から業務に関する記録、資料又は報告を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
- (4) 事故、故障、水質異常、災害その他施設の運営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合は、受託者は速やかに委託者へ報告するとともに、必要な対応について協議するものとする。

9. 貸与品

(1) 備品等の貸与

委託者は、本業務期間の開始時に委託者が保有する備品及び材料品類を受託者へ貸与する。

受託者は、貸与を受けた備品及び材料品類について、委託者立会いのもと数量及び状態を確認し、善良な管理者の注意をもって適切に維持管理しなければならない。

なお、受託者の責めに帰すべき事由により貸与品に故障、損傷又は紛失が生じた場合は、受託者の負担により修繕又は補充を行うものとする。

(2) 貸与品等の返還

受託者は、本業務期間の終了時に、貸与を受けた備品及び材料品類を委託者へ返還しなければならない。

なお、通常の使用による経年劣化を除き、受託者の責めに帰すべき事由により機能低下、損傷又は紛失が生じた場合は、受託者の負担により原状回復又は同等品による補充を行うものとする。

10. その他

本要求水準書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

第11章 事業期間終了に伴う業務

1. 契約期間終了時の措置

- (1) 受託者は、本業務期間の完了時において、本業務の対象施設が要求水準を満足し、通常の運転管理に支障のない状態で委託者へ引き渡さなければならない。
- (2) 受託者は、契約期間中に実施した運転管理、点検、整備、修繕その他維持管理の履歴を整理するとともに、契約期間終了時における施設及び設備機器の状態を確認し、その結果を施設機能確認報告書として取りまとめ、委託者へ提出するものとする。

2. 引継業務

契約終了に伴い受託者が変更となる場合は、本業務の継続性及び安定した施設運営を確保するため、以下のとおりとする。

(1) 引継期間

受託者は、次期受託者が選定された場合は、委託者及び次期受託者と協議のうえ定める期間において、必要な技術指導、情報提供及び現地説明等を行い、業務の円滑な移行を確保するため、引継ぎを実施するものとする。

なお、次期業務の内容、事業方式その他引継ぎの状況により、相応の期間を要すると認められる場合は、委託者、受託者及び次期受託者で協議のうえ、必要な引継ぎ期間を設定するものとする。

(2) 引継資料

受託者は、契約期間中に整理した運転管理、点検、整備、修繕その他維持管理に関する記録を基に、次に掲げる事項を含む引継資料を作成し、委託者及び次期受託者へ提出するものとする。

- ① 運転管理上の留意事項
- ② 設備ごとの運転状況及び不具合履歴
- ③ 点検、整備及び修繕履歴
- ④ 緊急時対応に関する事項
- ⑤ 契約期間終了時における施設及び設備機器の状態
- ⑥ 今後必要となる整備、修繕又は設備更新に関する事項
- ⑦ その他、業務の円滑な継続に必要な事項

(3) 引継ぎの実施

受託者は、前項の引継資料に基づき、次期受託者に対する説明、現地での設備確認その他必要な引継ぎを行い、次期受託者が円滑に業務を開始できるよう協力するものとする。

第12章 リスク分担

1. 基本的な考え方

本業務において発生するリスクについては、その発生原因及び責任の所在に応じて委託者又は受託者が負担するものとする。

設備の故障、異常その他施設機能に影響を及ぼす事象が発生した場合は、受託者は、速やかに必要な初動対応を行うとともに、原因調査及び影響範囲の確認を実施し、その結果を委託者へ報告するものとする。

なお、当該事象に係る費用負担及び対応方法については、原因調査結果及び責任の所在を踏まえ、リスク分担表に基づき決定するものとする。

本表に定めのない事項又は原因の特定が困難な事象については、調査結果を踏まえ、委託者及び受託者が協議のうえ決定するものとする。

2. リスク分担表：別紙のとおり

別紙：リスク分担表

リスク項目	リスク項目	委託者	受託者	備 考
契約リスク	委託者の責めにより契約を締結できない場合	－	○	契約約款等の定めによる
	受託者の責めにより契約を締結できない場合	－	○	契約約款等の定めによる
	本業務に関する債務負担行為その他関係予算について、議会の議決が得られない場合	○	－	契約締結前後の取扱いは契約約款等の定めによる
法令等の変更リスク	水道事業又は本施設に直接関係する法令、基準等の変更	○	△	施設改造、設備対応等は委託者。受託者は必要な情報整理等に協力
	広く一般的に適用され、受託者の業務実施に関係する法令、基準等の変更	－	○	通常の業務実施方法の変更等は受託者が対応
第三者賠償リスク	受託者の故意、過失又は業務上の不備に起因する第三者への損害	－	○	受託者の責任及び費用負担
	受託者の業務範囲における浸水、騒音、振動、悪臭等に起因する第三者への損害	－	○	受託者の業務に起因する場合
	施設の設計、構造、経年劣化その他受託者の責めに帰さない事由による第三者への損害	○	△	受託者は初動対応、状況確認及び報告を実施
住民問題リスク	水道事業の運営又は行政サービスとしての実施に関する住民反対運動、要望、苦情又は訴訟	○	△	委託者が主体となり、受託者は資料提供等に協力
	受託者の業務実施に起因する住民反対運動、苦情又は訴訟	－	○	受託者が主体となって対応
環境保全リスク	受託者の業務に起因する水質汚濁、薬品流出、騒音、振動、悪臭等	－	○	受託者の責任及び費用負担
	施設の設計、構造、経年劣化その他受託者の責めに帰さない環境問題	○	△	受託者は初動対応、影響確認及び報告を実施
	委託者の指示、議会の不承認その他委託者の責めによる中止又は延期	○	－	費用及び契約期間等は契約約款等の定めによる

委託業務の 中止・延期 リスク	受託者の債務不履行、業務放棄、経営破綻その他受託者の責めによる中止又は延期	－	○	受託者の責任及び費用負担
	自然災害その他双方の責めに帰すことができない事由による中止又は延期	○	△	継続の可否、費用負担等は契約約款等に基づき協議

水道施設固有リスク

リスク項目	リスクの内容	委託者	受託者	備 考
原水量の変動	想定又は施設能力を超える原水量の変動	○	△	受託者は運転調整、影響確認及び報告を実施
原水水質の悪化	想定を超える原水水質の悪化	○	△	受託者は水質変動に応じた運転対応等を実施
有害物質等の流入	有害物質、化学物質等の流入	○	△	受託者は初動対応、影響確認及び原因調査を実施
浄水水質等の管理	要求水準を満足する浄水水質及び水量の確保	－	○	受託者の運転管理責任
運転管理	設備の監視、操作及び調整	－	○	適切かつ効率的な施設運転を実施
水質検査	運転管理に必要な日常的な水質検査	－	○	受託者が実施
	法令等に基づく水質検査	○	△	委託者が法令上の責任を負い、受託者は検査等に協力
薬品等の管理	薬品の受入れ、保管、在庫及び盗難防止	－	○	受託者の管理責任
点検業務	日常・定期・法定点検の未実施又は不備	－	○	これに起因する故障等は受託者責任
点検整備・予防保全	点検整備計画に基づく整備及び予防保全	△	○	必要な整備は委託者と協議し、事前承認を受けて実施
軽微な補修	現場で速やかに機能回復できる補修	－	○	少額の資材及び消耗品を含め受託者負担
200万円未満の整備	分解、清掃、調整、部品交換等による機能回復	△	○	委託者の事前承認を受け、受託者負担で実施
200万円以上の整備	分解整備等による機能回復	○	△	委託者が発注・費用負担。発注前の情報整理等は受託者
修繕	整備では機能回復できない故障、破損等への復旧措置	○	△	金額にかかわらず委託者が発注・費用負担。調査、仮設、発注準備、立会い等は受託者

設備更新・改築	設備の更新、増設又は改築	○	△	委託者負担を基本とし、受託者は必要な情報を整理
維持管理不備	受託者の点検、整備又は運転操作の不備による設備損傷	－	○	受託者の責任及び費用負担
経年劣化	通常の使用による設備の経年的な劣化	○	△	受託者は劣化状況及び必要な対応を報告
要求水準未達	受託者の業務上の不備による浄水水質等の未達	△	○	受託者の責任
外的要因による未達	原水条件、経年劣化、他工事、第三者の操作等による未達	○	△	受託者は初動対応及び影響軽減措置を実施
自然災害	地震、豪雨等による施設被害	○	△	復旧費用は委託者、初動・応急措置は受託者
停電等	外部要因による電力等の供給停止	○	△	仮設設備等の直接費は委託者、運転対応は受託者
原因不明の故障	原因を直ちに特定できない故障又は異常	△	△	受託者が原因調査を行い、その結果に基づき分担を決定
委託内容の変更	委託者の指示による運用形態又は業務内容の変更	○	△	必要に応じて契約変更
物価・労務単価の変動	物価又は労務単価の著しい変動	△	△	契約約款等に基づき対応
履行状況の確認	業務履行状況の監視、調査及び評価	○	△	受託者は資料提供等に協力